

議案第 1 7 5 号

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年川崎市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「1 0 年間」を「1 2 年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例の期間を延長するため、この条例を制定するものである。